

## 阿久比町指名競争入札等業者選定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町における指名競争入札の入札参加者（以下「入札参加者」という。）及び随意契約の見積参加者（以下「見積参加者」という。）の選定について、必要な事項を定めるものとする。

### (発注基準)

第2条 阿久比町指名競争入札等参加資格審査事務取扱要領に基づき、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、水道施設工事の各等級別の発注基準は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する工事以外の工事の発注基準については、その都度適正に定めるものとする。

### (発注工事の種類に対応する許可業種)

第3条 発注工事の種類に対応する許可業種は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1に掲げる業種とする。

2 発注工事の種類について、他の工事の種類が付帯する場合には当該発注工事の種類とすることができる。

### (対象工事)

第4条 指名競争入札に付さなければならない建設工事は、法第2条第1項に規定するもののうち、設計金額が200万円超から5,000万円未満までとする。

2 前項の建設工事は、阿久比町事後審査型一般競争入札要領第2条の規定にかかわらず、指名競争入札による業者選定を行うものとする。

3 同条第1項の規定にかかわらず、阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）が適当でないと認めるものについては、事後審査型一般競争入札又は随意契約により執行できるものとする。

### (指名基準)

第5条 建設工事において、入札参加者を指名しようとするときは、前条の発注工事の種類に対応する許可業種でなければならない。

2 第2条第1項に規定する各工事の業者について、同条の発注基準に対応する等級に格付された業者の中から指名するものとする。ただし、知多管内の業者については上位等級又は1等級下位の等級の業者の中から指名することができるものとする。

3 指名にあたっては、阿久比町指名競争入札等参加資格審査事務取扱要領第

12条の規定に基づき、資格及び格付された阿久比町入札参加資格者名簿の中から選定するものとする。

4 入札参加者については、次に掲げる事項に留意して適正に指名しなければならない。

- (1) 手持ち工事の状況
  - (2) 当該工事に対する地理的条件
  - (3) 当該工事施行についての技術的適性
  - (4) 過去における工事成績及び安全管理の状況
- (指名基準の特例)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、等級の区分にかかわらず業者を指名することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急を要するもの
  - (2) 特定の機械又は技術を必要とする工事
  - (3) その他特に必要と認めるもの
- (建設コンサルタント等業務の指名基準)

第7条 設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント委託業務の入札参加者については、当該業務の法律上必要とする資格を有する者の中から適正に指名するものとする。

(物品等業務の指名基準)

第8条 第2条及び前条に規定する建設コンサルタント等業務以外の契約（物件の製造・販売・買受け及び役務の提供等）の入札参加者については、第5条第3項及び第4項の規定に準じて指名するものとする。

(見積参加者の選定)

第9条 見積参加者については、随意契約とする理由及び制度の的確な運用を勘案し、原則として第5条第3項に規定する者の中から選定するものとする。

(原案の提出)

第10条 各課等の長は、阿久比町競争入札等審査事務取扱要領第7条第1項の規定により、審査会に提出するものとする。

(指名停止)

第11条 阿久比町指名停止要領に規定する不誠実な行為をした者があるときは、指名を一定期間停止又はそれに準ずる措置をするものとする。

(雑則)

第12条 この要領で定めるもののほか、業者の選定に関する必要な事項は、審査会において別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町指名競争入札等業者選定要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。